

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 宮部慎太郎

被告 鳥取市

証拠意見書(3)

平成25年9月4日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠



被告訴訟代理人 弁護士 西川弘康



被告訴訟復代理人 弁護士 今田慶太



原告から平成25年8月9日付でなされた証拠意見書(2)に対し、被告は下記のとおり意見を述べる。

記

1 原告は、証拠の必要性について、本案が下味野地区で行われた減免措置の違法確認を求める事案であるから、下味野地区内の対象区域を特定した文書が必要であると述べる。

しかし、当該減免措置の適法性を判断するために、下味野地区内の対象地域を特定する必要性は存しない。

原告の主張は、訴状第2項で述べられているように、同和地区を理由とする減免措置の違法性であり、違法性の根拠は解放令違反である。そして、このことが原告第1準備書面で敷衍されているにすぎない。対象地域内の固定資産に減免措置がなされなかつたことの違法を争う訴訟ではなく、対象地域

外の固定資産に減免措置があつたことの違法を問う訴訟でもない。

従つて、同和地区を理由とする減免措置の違法性を判断する上で、対象地域まで特定する必要性は存しない。

2 本案における争点は、被告が平成23年度まで減免措置要綱に基づき固定資産税等の減免措置を実施したことの違法性であり、具体的には解放令違反による違法性の存否である。

その後、裁判所の職権によって、解放令違反から「特別の事情」の存否へと争点が移行しているが、少なくとも立法事実と司法事実の区別はなされるべきである。

原告が主張する同和地区全般の経済レベルに関する検証作業は、司法事実の確定に必要な作業ではない。少なくとも、減免措置の対象地域を特定して証明することを必要とするものではない。

3 原告の主張は、同和地区を理由とする減免措置の違法性である。

従つて、同和地区を理由とする減免措置の違法性が確認されない限り、下味野地区における減免措置の存在を認定する必要はない。

ましてや、下味野地区内の特定の対象地域における減免措置の存在を認定する必要はない。

原告の目的は、違法確認に名を借り、その実は、特定の対象地域が書かれた文書を、インターネットを利用して公開することと考えるべきである。

これによつて、当該地区に居住する者や当該地区を出身地とする者のプライバシーが損なわれることは明白である。たまたま有志の出版物があるからといって、すべての個人のプライバシーを推し測ることはできない。

以上